

議案第40号

寒川町自治基本条例の一部改正について

寒川町自治基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月19日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

総合計画を町の最高規範である寒川町自治基本条例に位置付けるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町自治基本条例の一部を改正する条例

寒川町自治基本条例(平成18年寒川町条例第32号)の一部を次のように改正します。

第6条中「実現するため、」の次に「総合計画(町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画をいいます。)に基づいて」を加えます。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

